しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、浸水、本体流出等により一部現在も通行止めとなっているほか、海岸線に近い位置を通過していることから高潮等による通行止めが行われているとともに、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年福島県条例第104号。以下「福島県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、車線幅員、線形等が良好な道路が整備されることなどから安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年３月に、任意で大気質及び騒音の影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、カジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているヨシゴイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているイチョウウキゴケ等が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、このうち１箇所については、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１箇所についても福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、福島県条例による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、福島県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画は、平成25年２月５日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、一部現在も通行止めとなっているほか、高潮等による通行止めが発生しているとともに、福島県条例に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない構造となっているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、相馬市長を会長とする相馬地方市町村会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県相馬郡新地町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

福島県相馬郡新地町大戸浜字前田西及び字前田上地内

○関東地方整備局告示第二百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十五日

関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成二十九年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
宇多郡新地町大字小川字一筆前から宇多郡新地町大字小川字塩七吹前まで	後	Ａ　一二・〇メートル	一・六キロメートル	地図Ａ及びＢは、縦覧場所に掲げる関係地図の面及び分割を示す。
	前	Ａ　一二・〇メートル Ｂ　一二・〇メートル	一・六キロメートル 〇・八キロメートル	
宇多郡新地町大字小川字塩七吹前から宇多郡新地町大字小川字川四四石前まで	後	Ａ　一二・〇メートル Ｂ　一二・〇メートル	一・六キロメートル 〇・八キロメートル	
	前	Ａ　一二・〇メートル Ｂ　一二・〇メートル	一・六キロメートル 〇・八キロメートル	
宇多郡新地町大字小川字端九番五から宇多郡新地町大字小川字四二番か三まで	後	Ａ　一二・〇メートル Ｂ　一二・〇メートル	一・六キロメートル 〇・八キロメートル	
	前	Ａ　一二・〇メートル Ｂ　一二・〇メートル	一・六キロメートル 〇・八キロメートル	
宇多郡新地町大字小川字塩七吹前から宇多郡新地町大字小川字川四四石前まで	後	Ａ　一二・〇メートル Ｂ　一二・〇メートル	一・六キロメートル 〇・八キロメートル	
	前	Ａ　一二・〇メートル Ｂ　一二・〇メートル	一・六キロメートル 〇・八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十五日

関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成二十九年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡富士川町大字大椚字中原七一〇番から同町大字大椚字原七一〇番まで	後	一六・五メートル	〇・〇キロメートル
	前	一六・五メートル	〇・〇キロメートル
山梨県南巨摩郡富士川町大字大椚字原七一〇番から同町大字大椚字中原七一〇番まで	後	一六・五メートル	〇・〇キロメートル
	前	一六・五メートル	〇・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所